

組 合 員 各 位

伊達みらい農業協同組合
代表理事組合長 大橋 信夫

共済規程の一部変更について、下記のとおり平成21年12月29日第10回理事会において議決しましたので、定款第55条第2項の規定にもとづき掲示いたします。

なお、変更の内容については、今後、福島県知事の承認を受け、効力が生じることとなります。

記

1. 変更内容

平成22年4月1日の保険法施行に伴い、共済規程の一部を変更する。

2. 実施時期

平成22年4月1日

以 上